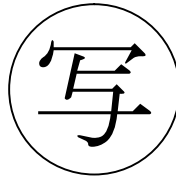


職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月

新潟市人事委員会



新人委第 399 号

令和 5 年 10 月 5 日

新潟市議会議長 皆川 英二 様

新潟市長 中原 八一 様

新潟市人事委員会

委員長 平石 直樹

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、
一般職の職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定に
ついて別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう
要請します。

目 次

別紙第1 報告

第1 職員の給与等

1 職員給与の調査	1
2 民間事業所従業員の給与等の調査	2
3 職員給与と民間給与の比較	4
4 諸情勢	5
5 本年の給与の改定	6
6 その他給与に関する課題	8
7 勧告実施の要請	9

第2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等	10
2 職員の勤務環境の整備	14
3 会計年度任用職員制度の運用の検証	18
4 公務員倫理の確保	19

別記 令和5年人事院の報告及び勧告の概要	20
----------------------	----

別紙第2 勧告	21
---------	----

<資料編>

第1 職員給与	資-1
第2 民間給与等	資-32
第3 月例給の比較方法	資-47
第4 生計費・労働経済指標	資-49

報 告

地方公務員法に基づく人事委員会の勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、労使当事者以外の第三者の立場に立ち、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものである。

職員の給与については、民間企業の従業員の給与と均衡させることを基本に勧告を行っている。この理由は、職員も勤労者であって適正な勤務の対価を受けることが必要とされる中で、その給与は民間企業とは異なり市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢を反映した民間に準拠することが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く市民の理解を得られる方法である、と考えられるからである。

本委員会は、本市職員の給与の実態、市内民間企業従業員の給与等勤務条件並びに国及び他の地方公共団体の勤務条件を含むその他諸情勢について調査研究を行い、職員の給与等勤務条件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

第 1 職員の給与等

1 職員給与の調査

本委員会は、技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年 4 月における給与の支給状況を把握するため、「令和 5 年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般俸給表、医療職俸給表（1）、医療職俸給表（2）、医療職俸給表（3）、消防職俸給表、福祉職俸給表、教育職俸給表（1）、新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表（一）及び教育職俸給表（2）の 9 俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は 8,228 人で、平均年齢は 43.0 歳であり、実際に支払われた平均給与月額は、俸給 348,087 円、扶養手当 8,601 円、地域手当 10,956 円、住居手当 5,539 円、管理職手当 5,288 円、その他の手当 2,706 円の合計 381,177 円（昨年 381,282 円）である。

[資料編 第 1 職員給与（資-1～資-31 頁） 参照]

2 民間事業所従業員の給与等の調査

(1) 調査の方法

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である市内の 445 事業所から層化無作為抽出法（注）により抽出した 99 事業所について、「令和 5 年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務に類似する 76 職種の職務に従事する従業員について、本年 4 月分として実際に支払われた給与月額等を、実地に詳細に調査を行った。また、各企業における給与改定の状況や各種手当の支給状況等についても併せて調査を実施した。

（注） 層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化（グループ分け）し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は 82.7%、調査実人員は 3,040 人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

第 1 表に示すとおり、民間事業所においては、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は 46.8%（昨年 26.7%）、ベースアップを中止した事業所の割合は 0%（同 8.2%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は 0%（同 1.4%）となっている。

第1表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員		46.8	0	0	53.2
課長級		42.3	0	0	57.7

また、第2表に示すとおり、係員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は97.3%(同92.9%)となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が21.8%(同21.5%)、減額となっている事業所の割合は1.6%(同2.9%)となっている。

第2表 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

役職段階	項目	定期 昇給 制度 あり	定期昇給実施			定期 昇給 中止	定期 昇給 制度 なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		97.3	97.3	21.8	1.6	73.9	0	2.7
課長級		94.0	92.5	15.1	3.4	74.0	1.5	6.0

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 給与の状況

(7) 職種別給与

民間における本年4月分の事務・技術関係職種等に対する平均支給額は、資料編 第12表(資-35～資-43頁)のとおりである。

(4) 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で49.3%(昨年50.9%)、高校卒で34.8%(同39.7%)となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で202,252円(同201,456円)、高校卒で179,673円(同169,503円)となっている。

[資料編 第13表、第14表(資-44頁) 参照]

(ウ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあつては月額 8,495 円（昨年 10,762 円）、配偶者と子 2 人にあつては月額 19,330 円（同 21,277 円）となっている。

[資料編 第 15 表（資-45 頁） 参照]

(I) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）の支給割合は、所定内給与月額 of 4.50 月分（昨年 4.41 月分）に相当している。

[資料編 第 17 表（資-46 頁） 参照]

3 職員給与と民間給与の比較

職員給与と民間給与の比較にあつては、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づき、毎月きまつて支給される給与（月例給）と一定の時期に賞与等として支給される給与（特別給）の 2 つに分けて行った。

(1) 月例給

ア 比較方法

本委員会は、職員と民間事業所従業員の月例給に関し、前記調査に基づき、職員においては一般俸給表適用者、民間においてはこれに類似する事務・技術関係職種の従業員について、役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4 月分の給与額（注）を精密に比較した。

（注） 毎月きまつて支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。

[資料編 第 3 月例給の比較方法（資-47 頁） 参照]

イ 比較結果

前記による比較の結果、職員の給与は、第 3 表に示すとおり、民間の給与を 2,059 円（0.56%）下回っている。

第3表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B)
370,812 円	368,753 円	2,059 円 (0.56%)

(注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。
2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。

(2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.40月)は、民間における特別給の支給割合(4.50月)を0.10月分下回っている。

4 諸情勢

(1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の新潟市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して2.6%増加している。

また、本委員会が同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では110,580円、3人世帯では151,870円、4人世帯では193,140円となっている。

[資料編 第4 生計費・労働経済指標(資-49～資-51頁) 参照]

(2) 人事院の勧告等

人事院は、本年8月7日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対して、公務員人事管理に関する報告、職員の勤務時間の改定に関する勧告、職員の給与に関する報告及び職員の給与の改定に関する勧告を行った。

それらの概要は、別記(20頁)のとおりである。

(3) 国及び他の政令指定都市との給与比較

総務省の令和4年地方公務員給与実態調査によると、国の行政職俸給表(一)の適用職員の給料額(基本給)を100としたラスパイレ方式による本

市の一般行政職の水準は、99.1（政令指定都市平均 99.7）となっている。

第4表 本市職員のラスパイレス指数の推移

令和2年	令和3年	令和4年
99.0 (19)	99.0 (18)	99.1 (16)

(注) ()内は政令指定都市20都市中の順位

5 本年の給与の改定

本市職員の給与を検討するに当たって考慮すべき諸事情は、以上報告したとおりである。

本委員会としては、これらを総合的に勘案し、次のとおり給与の改定を行うことが適当であると判断した。

(1) 改定の基本方針

ア 月例給

本委員会は、月例給については前記3(1)のとおり職員給与が民間給与を2,059円下回ることとなったことから、民間給与の水準に見合うよう引上げ改定を行うことが適切であると判断した。この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

月例給の改定に当たっては、人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置き、基本的な給与である俸給を引き上げることとする。

イ 特別給

特別給については、前記3(2)のとおり、本市の年間支給月数が民間の年間支給割合を下回っていたことから、0.10月分引き上げることとする。

(2) 改定すべき事項

ア 一般俸給表

一般俸給表については、民間給与との較差を考慮した引上げ改定とする。改定にあたっては、民間の初任給の動向等を考慮し、職員採用試験（大学卒業程度）に係る初任給を 5,500 円、職員採用試験（高校卒業程度）に係る初任給を 6,000 円引き上げることとする。

また、若年層が在職する号俸に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定を行うこととする。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額についても、各級の改定額を踏まえ、所要の改定を行う。

イ 一般俸給表以外の俸給表

一般俸給表以外の俸給表についても、一般俸給表との均衡を基本に、俸給月額の引上げ改定を行う。

ウ 期末手当及び勤勉手当

支給月数を 0.10 月分引き上げ、4.50 月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況や人事院勧告を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

本年度については、12 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和 6 年度以降においては、6 月期及び 12 月期における期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が均等になるよう配分する。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

なお、会計年度任用職員の期末手当については、一般職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数との均衡を考慮し、支給月数を引き上げることとする。

第5表 本市職員の令和5年12月以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数

職員	令和5年12月		令和6年6月以降	
	期末	勤勉	期末	勤勉
特定幹部職員 以外の職員	1.25月	1.05月	1.225月	1.025月
特定幹部職員	1.05月	1.25月	1.025月	1.225月

エ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表（1）の改定状況及び人事院勧告を踏まえ、支給額を引き上げる。

6 その他給与に関する課題

(1) 在宅勤務等手当

本年、人事院は、在宅勤務等を中心とした働き方をする国家公務員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設し、令和6年4月から実施することを勧告したところである。

本市においては、在宅勤務は試行実施の段階であり、本格実施の時期は未定となっている。また、在宅勤務を行っている職員数や在宅勤務が可能な業務の範囲等は限定的である。したがって、国とは状況が異なり、現時点では在宅勤務等手当を新設する必要性が高いとはいえない。このため、本委員会では、今後の在宅勤務の定着状況に応じて、在宅勤務等手当の新設について、改めて検討を行うこととする。

(2) 会計年度任用職員の給与

ア 勤勉手当の支給

地方自治法の改正に伴い、令和6年度からすべての会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することが可能となった。勤勉手当の支給に当たっては、一般職員の取扱いとの権衡を踏まえ、支給対象となる会計年度任用職員に適切に支給するものとする。

イ 勤勉手当の支給に伴う期末手当の支給月数の改定

会計年度任用職員の期末手当の支給月数は、これまでの改定の経緯から一般職員とは異なる支給月数となっている。このため、会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることとなる令和6年度以降は、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を一般職員と同じ支給月数となるよう改定することとする。

ウ 実施時期

ア及びイについては、令和6年4月1日から実施する。また、月例給の改定については、一般職員に準じて実施する。

(3) 給与制度のアップデート

本年の人事院勧告では、現下の公務員人事管理における重要な課題に対応するため、給与制度のアップデートについて骨格を示し、令和6年度に向けて措置を講じられるよう取組を進めるとの報告があった。本委員会においても、定年引上げに伴う給与カーブの在り方等も含め、今後の国の動向等も踏まえながら、給与制度の整備について、検討を進めていく。

7 勧告実施の要請

民間準拠により職員給与等を決定する仕組みは、職員に対し市民から支持される納得性のある勤務条件を保障し、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、効率的な行政運営に寄与するものである。

市議会及び市長におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

第2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等

(1) 人材の確保

本委員会では人材確保のため、合同企業説明会への参加やホームページでロールモデルとなる職員のインタビューを紹介するほか、若手職員が学生に業務内容や職場の雰囲気伝える説明会「おしごとナビ」の実施や、それらの開催情報をSNSを活用して発信するなど、本市で働くことの魅力ややりがいPRしてきたところである。

採用説明会はオンラインが定着し、遠方からでも気軽に参加できるようになった。また、説明会の様子を後日配信することで、当日都合がつかない方に向けても理解を深めてもらう機会を提供することができた。

今年度の採用試験の実施状況について、大学卒業程度区分の一般行政職A及びBは合計の採用予定数が40名から57名へと増えたが、受験者数は216名で、昨年度との比較では22名の増加にとどまった。最終合格者数は56名と採用予定者数を下回るなど、厳しい状況が続いている。

特に、技術系職種については受験者数の少ない状況が続いている。このため、新たな取組として、技術系職員の日常における勤務風景の紹介動画配信や、技術系職員に特化した座談会の内容をホームページに掲載するなど広報の強化に加え、今年度は教養試験廃止による筆記試験の準備負担の軽減を図ったものの、受験者数は微増に留まっている。来年度は民間企業の就職活動時期に照らし、試験の時期を早めて実施する予定である。

民間企業をはじめ、就職活動を行っている新規学卒者を取り込むことで受験者を拡大し、採用予定数を確保できるよう取り組んでいく。

今後も任命権者と連携し、インターンシップや業務内容説明会、現場見学会の積極的な実施のほか、SNSの更なる活用など、本市で働くことの魅力ややりがいをより効果的に伝えていくとともに、受験要件や試験方法についても引き続き検討を進めていく。

(2) 人材育成及び能力・実績に基づく人事給与制度の推進

本市では、令和5年度を初年度とする新たな総合計画「新潟市総合計画2030」を策定し、「次代に対応した職員の育成」を施策として掲げている。

同計画でも触れているが、高度化・複雑多様化する行政課題を解決していくためには、職員の能力や意欲向上とそれらを引き出す職員マネジメントが必要である。また、職員には、自らの適性を把握し、自分自身の将来像について考え、必要な能力の開発に努めるキャリアデザインの構築が求められる。

このため、本市では、職員の能力開発やキャリア形成の支援として、自己開発や職場内研修（OJT）、職場外研修（OFF-JT）の組み合わせによる人材育成の取組が進められているほか、キャリアアップを図るための人事制度や職員の成長を確認する手段としての人事評価制度が整備されている。

しかし、昨年度に実施された職員意識アンケート結果によると、キャリアビジョンをもっている職員は65.8%で、半数を超えている状況だが、将来の管理職等への昇任意欲に関しては、否定的な回答が53.0%であり、特に、次代のリーダー候補となる30歳代及び40歳代で、否定的な割合が高い状況となっている。

また、アンケート結果では、人事評価制度について、人材育成や成長につながっていないと感じている人が多い傾向もみられる。

昇任意欲の醸成に向けては、昨年度以降、「部区長のキャリアストーリー（部区長講話）」や「職員のモチベーションの向上と活躍のための職場改革研修」が開始されたところであるが、アンケート結果では、昇任に否定的な理由として、「自分の能力に自信がない」の割合が最も高いことから、今後は、管理職等に必要なスキルを習得するための研修や、多様な職務経験が得られる機会の提供等により、職員の能力向上をサポートしていく体制の充実が求められる。

さらに、人事評価についても、評価者面談の場で、成長度合いや改善点を伝えること等、部下のやる気や気づきを引き出すマネジメントツールとして活用することの重要性を、評価者である管理監督職員に対して改めて周知することが必要である。

なお、本年の人事院の報告では、職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策として、職員の役割や貢献に応じた処遇等の実現（令和6年給与アップデート）が打ち出された。

昇任に否定的な理由として、「給与等の処遇が見合わない」の割合も高いことから、本市としても、国の動向を注視するとともに、地域の民間給与との均衡も考慮しつつ、本市の人事・給与制度の運用状況を再点検し、能力や実績に基づく人事制度や、職務及び職責等を適切に反映した給与処遇等のあり方について、研究を行っていく必要がある。

(3) 多様な人材の活躍

性別や年齢、障がいの有無を問わず、全ての職員がそれぞれの能力を最大限発揮することは、住民ニーズのきめ細かな把握、新しい発想による政策対応や行政サービスの実現等に役立つものと期待される。

また、少子高齢化による人口減少等が深刻化する中で、持続可能な社会を実現するためにも、本市の政策・方針決定過程において多様な人材が参画する意義は大きい。

ア 女性職員の活躍推進

本市では、令和2年度に策定した「新潟市特定事業主行動計画」において、部長以上の女性管理職を6人以上とすることや、係長昇任者における女性職員の割合を45%以上とする目標を掲げており、今年度はそれぞれ目標を達成している。

一方、課長以上の女性管理職の割合を今年度までに30%以上とする目標については、年々割合は増加しているものの、18.8%にとどまっている。

昨年度に行われた職員意識アンケート結果では、管理職等への昇任意欲を問う質問に対し、否定的な回答をした職員を男女別にみると、男性職員は45.3%で、女性職員は65.1%と半数を超えている。

女性職員が昇任に否定的な理由として、「自分の能力に自信がない」、「家庭生活との両立ができなくなる」が上位を占めている。

このような状況を改善するため、本市では、キャリアデザイン研修の実施やロールモデルの紹介等の取組が行われているほか、育児休業の取得回数制限の緩和等、制度面での改善も進められている。

市民の半数を女性が占める中、今年度の本市職員における女性職員の割合も 49.9%であることから、本市の政策・方針の決定過程に男女が対等に参画し、その責任を分かち合うことが大切である。

このため、今後も、任命権者は、女性職員のキャリア形成支援や積極的な登用に努め、また、管理監督職員は、長時間労働の解消や家庭生活と仕事の両立が可能な勤務環境の整備を推進し、すべての女性職員が、その能力を発揮し、活躍できる組織となるよう、市として一体的な取組を進めていく必要がある。

イ 高齢期職員の能力や経験の活用推進

本市においても、昨年 9 月議会で職員の定年等に関する条例の一部改正等が行われ、今年度より、定年が段階的に引き上げられることとなった。

「新潟市総合計画 2030」では、定年が 65 歳に引き上げられることを踏まえ、60 歳以降の職員がこれまで公務で培った専門的な知識、技術、経験等を活かすことのできる制度の構築を目指すことを掲げている。

本市では、昨年度、職員に向けて「新潟市職員の 60 歳以降の働き方について」のパンフレットを作成し、意思確認制度や役職定年制、給与、定年前再任用短時間勤務制などの情報提供が行われた。

また、60 歳以降の働き方について、今年度、定年の引上げの対象となる職員に意思確認が行われているところである。

今後は、新たな任用形態として、60 歳超の常勤職員と定年前再任用短時間勤務職員が加わることになるが、高齢期職員が、モチベーションを維持しながら、個々の能力や経験を十分に活かすことができるような人事管理を進めていくべきである。

ウ 障がいのある職員の活躍推進

障がいのある職員の活躍推進については、各任命権者において「障がい者活躍推進計画」を策定し、一人ひとりの能力を有効に発揮できるよう取組を進めているところであり、障がい者雇用率については、令和3年度から法定雇用率を達成している。

引き続き、率先して障がい者の雇用に努めるとともに、相談しやすい支援体制を整えるほか、同僚・上司をはじめ、すべての職員が障がいに関する理解を深め、障がいのある職員が安心して働き続けられる職場環境となるよう取り組む必要がある。

2 職員の勤務環境の整備

(1) 柔軟な働き方と働きやすい環境整備

ア 柔軟な働き方の推進

柔軟な働き方の推進は、育児や介護を行う職員や障がいのある職員はもとより、多くの職員が職務に対して高い意欲を保持し、その能力を十分に発揮できる職場環境を形成することから、公務能率の向上や多様で有為な人材の確保につながるものである。

国においては、職員の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上を図るため、フレックスタイム制の見直しやテレワーク、勤務間インターバルの導入等の取組が進められており、テレワークに関しては在宅勤務等手当を新設する。

本市においては、質の高い市民サービスを安定的に提供する観点から、国同様の取組が馴染まない職場もあるものの、昨年10月から試行実施しているテレワークに関しては、職員のニーズや実施状況などを踏まえ、より良い制度へと改善を図り、柔軟な働き方を推進していくことが重要である。

イ 働きやすい環境整備

職員が能力を十分に発揮するためには、仕事と家庭生活の調和がとれた働き方が重要であり、本市は昨年度、育児休業の取得回数制限の緩和や、子育

て目的の特別休暇（以下、「育児参加休暇」という。）（注）の取得可能期間を出生後8週間から1年に拡大するなど、仕事と家庭生活の両立支援に取り組んでいる。

また、男性職員の育児休業及び育児参加休暇の取得についても、本市特定事業主行動計画に目標を掲げ、制度の周知、職場の理解・支援等に努めており、昨年度の育児休業取得率は47.7%と目標の30%を大きく上回った。

一方、育児参加休暇を全て取得した率は、目標の85.0%に対し、調査時点では57.0%であったが、休暇取得期間拡大に伴い必要な時期の休暇取得が可能となったため、調査時点後の取得率の増加が考えられる。

業務が多忙な時期であっても休暇を取得しやすい環境であることが重要であり、任命権者においては、今後も制度が利用しやすい職場環境の整備を進めるなど、目標達成に向けた取組の推進に努められたい。

なお、定年の引き上げに伴い、高齢の親族を有する職員の増加が見込まれることから、介護と仕事の両立も一層重要となっていく。引き続き、両立支援に資する柔軟な働き方を研究していくことが必要である。

（注）男性職員の子育て目的の特別休暇：配偶者出産休暇2日、育児参加休暇5日

（2）長時間労働の是正

ア 時間外勤務の縮減

本市では、時間外勤務縮減のため、事前命令や定時退庁推進日の徹底、時差勤務の活用、時間外勤務命令の上限規制などに取り組んでおり、全部局の職員1人当たりの月平均時間外勤務時間は近年減少傾向にあったが、昨年度においては、対前年度比で1.54時間の増加となった。

マイナンバーカード交付関係業務や選挙事務など、繁忙期間が集中した業務があったものの、時間外勤務時間が依然として高止まりしている所属については、業務の必要性や優先順位を明確にし、それに基づき業務配分を行うことが重要である。こうした業務の合理化を行ってもなお、長時間の時間外勤務により対応せざるを得ない場合には、業務量に応じた人員配置や必要な人員の確保に努める必要がある。

イ 学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革については、現在、第3次多忙化解消行動計画による取組が進められており、学校及び幼稚園に勤務する教職員1人当たりの月平均時間外在校等時間は減少傾向にある。昨年度は対前年度比で3時間26分減少の34時間18分となったが、役職別では教頭及び主幹教諭の平均時間数が最も多く、50時間を超える厳しい状況が続いている。

また、本市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況によると、月当たり平均時間外在校等時間が45時間未満の職員の割合を70%以上とする目標に対し、昨年度の全学校園平均は69.5%となり、小学校は改善傾向にあるが、中学校においては63.7%と、目標達成に至っていない。

全国的に公立学校教員採用試験の受験者数が減少している中、多忙化の解消や心身ともに健康で働くことができる勤務環境を推進することは、公務効率向上に資するのみならず、本市の教職の魅力を上向きさせ、有為な人材の確保につながるものである。

教職員の長時間勤務を縮減し、生き生きと子どもに向き合うための基盤を作るためには、学校と教育委員会、保護者、地域が一体となって課題に向き合い、それぞれの行動計画に掲げた各種の取組が実効性のあるものとなるよう、効果を十分に検証しつつ実施していくことが重要である。

ウ 勤務時間の状況の適正把握

職員の長時間労働を是正し健康を確保していくためには、職員の勤務時間を適正に把握し管理していくことが重要であり、本委員会は労働基準監督機関として事業場調査を実施し、必要な指導を行っている。

本市では、職員の在庁時間は総務事務システムで管理しているが、昨年度、本委員会が実施した調査において、総務事務システムの出退勤時間とパソコンのログオン・ログオフ履歴に乖離がみられるなど、管理監督職員による十分な確認がなされていない状況が散見されたため、時間外勤務手当の追給や勤務状況確認の方法について改善を求めた。

任命権者においては、当該システムの適切な運用はもとより、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（厚生労働省）を踏まえ、わずかな時間でも時間外勤務にあたること、また、公務外で職場に留まることはサービス残業に繋がる恐れがあるため、速やかに退庁を促すなど、管理監督職員による適正な労働時間管理を指導徹底されたい。

(3) メンタルヘルス対策の推進

職員が健康で、良好な職場環境で職務を遂行することは、公務能率を向上させ、良質な市民サービスの提供につながるものである。

本市においては、こころの健康相談への相談件数が令和3年度652件、昨年度626件と高止まりしている。また、90日を超える長期間休職している職員のうち、メンタルヘルス不調を理由とする割合は年々増加しており、昨年度は8割を超えた。

国においては、民間企業で重要性が認識され、積極的に取組む企業が増加している「健康経営」の観点を取り入れ、職員のWell-beingを実現するために公務版「健康経営」を追求し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討を進めるとしている。

国の取組を注視しながら、本市においても職員の健康を守るために、健康不全の未然防止、早期発見・早期対処、職場復帰支援・再発防止の各取組をはじめ、長時間労働の是正、過重労働やハラスメントの防止など、組織全体で健康保持に向けたあらゆる取組を継続していくことが重要である。

(4) ハラスメント対策の推進

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つける重大な人権侵害であり、職場環境を悪化させ、円滑な公務運営に支障を来す要因となり、ひいては公務への信用の失墜につながるものである。

昨年度、本委員会及び任命権者が受けたハラスメント相談は15件で、そのうちパワーハラスメントに関するものは12件であった。

本市では、職員一人ひとりのハラスメントへの意識啓発を図るため、全職

員対象の研修を実施するほか、ハラスメント相談に対応する職員の指定、及び「ハラスメント相談マニュアル」で相談の流れを可視化し、悩みを抱える職員が不安なく相談できる体制の周知に努めている。

昨年度の職員意識アンケート結果（複数回答）によると、パワーハラスメントを受けた際にどのような行動をしたかについて、周囲に相談等「何もしなかった」割合が、令和3年度から減少しているものの35.8%（120件）と最も高く、何もしなかった理由のうち、「何をしても解決しないと思った」は26.4%（74件）、「自分が我慢すればよいと思った」は20.4%（57件）となり、いずれも件数は減少しているが、半数近くを占めている。また、パワーハラスメントの行為者は「上司」の割合が55.6%（158件）と最も高かった。

一方、同アンケート結果において、係長以上の職員を対象に「部下等に対してしたことがあるもの」を調査したところ、質問項目に「該当するものはない」が88.6%（698件）で最も高く、係長以上の職員とハラスメントを受けた職員との意識のずれが見受けられる。

職員においては、自身にとっては何気ない言動であってもハラスメントの加害者になる可能性があることを認識し、自らの言動を省みるなどハラスメント防止の意識向上に努められたい。なお、ハラスメントを受けた際は、本委員会の苦情相談のほか、ハラスメント相談員に相談するなど、一人で抱えこむことのないような職場環境の醸成が必要である。管理監督職員においては、職場におけるハラスメントの防止・排除や、問題に対して真摯かつ迅速な対応を行うなど、良好な職場環境を確保すべく責務を果たされたい。任命権者においては、今後も、ハラスメントの未然防止に向け研修等による意識啓発の取組を推進し、なお一層働きやすい職場の実現を図ることが重要である。

3 会計年度任用職員制度の運用の検証

会計年度任用職員は、多様な部署で幅広く採用されており、常勤職員とともに公務の運営に欠かすことのできない存在として活躍している。

本委員会は、会計年度任用職員の勤務実態を把握するため、昨年から本年に

かけて複数の職種の職員を対象として、ヒアリングによる調査を実施した。調査結果の評価を踏まえた今後の課題については、国の事務処理マニュアルや通知などを踏まえつつ、常勤職員との比較の中で業務内容や責任の程度等、様々な観点から検討を行い、今年度末を目途に結果を公表することとする。

4 公務員倫理の確保

公務員倫理の確保については、これまでも重ねて言及してきたところであり、任命権者においても綱紀粛正の徹底や服務研修の実施など、様々な取り組みがされている。

その一方で、一部の職員による公務員としての自覚を欠く行為が発生していることは極めて遺憾である。昨年度も、懲戒免職処分など、重大な不祥事が連続したことは重く受け止めなければならない。

職員は、公務の内外を問わず、法令遵守の意識と高い倫理観が求められることを一層自覚し、自らの行動を律するとともに、一つの非違行為が市民からの信頼を損なう結果につながることを改めて認識しなければならない。任命権者においては、今後もあらゆる機会を通じ職員の倫理意識のかん養に努め、厳正な服務規律の確保を図られたい。

公務員人事管理に関する報告

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り世界最高水準の行政サービスを提供し活力ある社会を築くため、行政は経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

01

公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組

- ✓ 民間人材の積極的誘致
(経験者採用・官民人事交流の促進、
オンボーディング研修の拡充)
- ✓ 採用試験の実施方法の見直し
- ✓ 採用時給与水準の改善や
役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

02

職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策

- ✓ 若手職員対象のキャリア支援研修等
の拡充
- ✓ 兼業の在り方の検討
- ✓ デジタルを活用した人事管理推進
- ✓ 役割・活躍に応じた処遇や人事配置の
円滑化に資する給与上の取組

03

多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-beingの
土台となる環境整備

- ✓ フレックスタイム制等の見直し、勤務間
のインターバル確保、テレワークガイド
ライン策定
- ✓ テレワーク関連手当の新設等
- ✓ 超過勤務の縮減、公務版の「健康経営」
の推進等、ゼロ・ハラスメントへの取組

異なるバックグラウンド、キャリア意識、人生設計を持つ
職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される公務を目指す

給与に関する勧告・報告 ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

初任給を引上げ(高卒:約8%[12,000円] 大卒:約6%[11,000円])、ボーナスを0.10月分引上げ、在宅勤務等手当を新設
【官民較差】3,869円[0.96%]→いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

- ✓ **月例給** 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定
【平均改定率】1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 2.8%等 【勧告後の本府省大卒初任給】総合職 249,640円、一般職 242,640円
- ✓ **ボーナス** 年間 4.40 月分 → 4.50 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに 0.05月分引上げ
- ✓ **手当新設** テレワーク中心の働き方をとする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設
[月額:3,000円]
- ※ 月例給は本年4月分の民間給与、ボーナスは直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して、官民比較を実施
- ※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

勤務時間に関する勧告

フレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の対象職員の拡大

- ✓ フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日(ゼロ割振り日)を設定可能に
- ✓ 現在、育児介護等職員に認められている措置を、一般の職員に拡大するもの
- ✓ 令和7年4月1日施行

別紙第 2

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）、新潟市教育職員給与条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 164 号）、新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 165 号）及び新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新潟市条例第 32 号）を改正することを勧告する。

1 新潟市給与条例の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

医療職俸給表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を 309,200 円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和 5 年 12 月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を 1.25 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.05 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5 月分）とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 1.05 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.25 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6 月分）とすること。

(イ) 令和 6 年 6 月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.4875月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とすること。

2 新潟市教育職員給与条例の改正

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

3 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

4 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 俸給表

現行の第1号任期付研究員に適用される俸給表を別記第4のとおり、第2号任期付研究員に適用される俸給表を別記第5のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

5 新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の改正

(1) 期末手当

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.3月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分とすること。

(2) 勤勉手当

ア 新たに勤勉手当を設けること。

イ 支給割合は、6月期及び12月期それぞれ1.025月分とすること。

6 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)イ(ア)、3の(2)ア、4の(2)ア及び5の(1)アについては令和5年12月1日から、1の(2)イ(イ)、3の(2)イ、4の(2)イ、5の(1)イ及び(2)については令和6年4月1日から実施すること。

別記第1

一般俸給表

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,200	203,900	239,000	269,900	293,700	321,700	364,500	408,800	460,100
	2	157,300	205,600	240,600	271,600	295,800	323,800	367,000	411,200	463,100
	3	158,500	207,400	242,100	273,000	297,900	326,100	369,300	413,700	466,200
	4	159,600	209,100	243,600	274,700	299,900	328,200	371,800	416,100	469,200
	5	160,700	210,600	244,900	276,400	301,600	330,300	373,800	418,100	472,000
	6	161,800	212,200	246,500	278,100	303,500	332,200	376,200	420,400	474,900
	7	163,000	214,000	248,000	279,700	305,100	334,300	378,600	422,600	477,900
	8	164,100	215,700	249,400	281,600	306,600	336,300	381,000	424,900	481,000
	9	165,200	217,300	250,500	283,400	308,500	338,300	383,100	426,900	483,900
	10	166,500	219,000	251,900	285,400	310,700	340,300	385,800	429,100	486,800
	11	167,800	220,800	253,400	287,100	312,900	342,300	388,200	431,300	489,800
	12	169,100	222,500	254,700	288,800	315,100	344,400	390,900	433,500	492,800
	13	170,300	223,800	256,100	290,600	317,000	346,000	393,300	435,400	495,400
	14	171,800	225,600	257,300	292,300	319,100	348,000	395,600	437,400	497,700
	15	173,200	227,300	258,600	293,800	321,200	349,800	397,800	439,300	499,900
	16	174,800	229,000	259,600	295,000	323,200	351,800	400,200	441,300	502,100
	17	175,900	230,600	260,900	296,900	325,000	353,500	402,000	443,200	504,200
	18	177,300	232,300	262,200	298,800	326,900	355,400	404,100	444,900	505,600
	19	178,600	233,900	263,500	300,900	328,800	357,400	405,900	446,700	506,900
	20	180,000	235,400	264,900	302,800	330,800	359,100	408,000	448,400	508,200
	21	181,200	236,600	266,200	304,600	332,400	360,900	409,800	450,000	509,300
	22	183,700	238,200	267,800	306,600	334,400	362,700	411,600	451,400	510,700
	23	186,200	239,800	269,200	308,600	336,400	364,600	413,600	452,900	512,000
	24	188,600	241,300	270,800	310,600	338,400	366,600	415,500	454,300	513,300
	25	191,000	242,300	272,400	312,300	339,800	368,500	417,400	455,800	514,400
	26	192,700	243,600	274,000	314,300	341,700	370,500	419,000	457,100	515,600
	27	194,400	244,900	275,700	316,000	343,600	372,400	420,500	458,500	516,700
	28	196,000	246,000	277,300	318,100	345,500	374,400	422,100	459,700	517,900
	29	197,500	247,100	279,000	319,700	347,100	376,000	423,700	460,600	518,800
	30	199,100	248,100	280,500	321,600	348,900	377,800	424,900	461,300	519,700
	31	200,800	249,100	282,100	323,600	350,700	379,500	426,200	462,100	520,400
	32	202,400	249,900	283,600	325,500	352,600	381,300	427,500	462,800	521,300
	33	203,900	251,000	284,700	327,000	354,300	382,800	428,600	463,300	522,000
	34	205,300	251,800	286,300	328,900	356,100	384,400	429,700	464,100	522,900
	35	206,700	252,600	288,000	330,900	357,800	385,900	431,000	464,600	523,700
	36	208,100	253,500	289,500	332,900	359,500	387,600	432,200	465,300	524,600
	37	209,300	254,200	291,000	334,400	361,000	389,200	433,500	465,900	525,500
	38	210,500	255,500	292,700	336,400	362,300	390,400	434,300	466,600	526,400
	39	211,600	256,300	294,400	338,300	363,600	391,500	435,100	467,000	527,300
	40	212,800	257,700	296,100	340,200	365,100	392,700	436,000	467,500	528,100
	41	214,100	258,800	297,600	342,000	366,400	393,800	436,400	468,200	529,000
	42	215,300	260,100	299,200	343,900	367,400	395,000	437,200	468,600	
	43	216,500	261,200	300,600	345,700	368,600	396,000	437,900	469,100	
	44	217,800	262,400	302,100	347,600	369,800	397,100	438,600	469,600	
	45	218,800	263,500	303,600	349,000	370,600	398,000	439,200	470,100	
	46	220,100	264,700	305,200	350,600	371,500	398,500	440,000		
	47	221,400	265,900	306,700	352,100	372,300	399,200	440,600		
	48	222,500	266,800	308,300	353,600	373,200	399,800	441,300		
	49	223,500	267,800	309,400	355,100	374,200	400,500	441,800		
	50	224,600	268,800	310,900	356,200	375,000	401,100	442,500		
	51	225,500	269,900	312,400	357,300	375,800	401,700	442,900		
	52	226,600	270,900	314,000	358,400	376,500	402,300	443,500		
	53	227,600	271,800	315,300	359,300	377,300	402,900	443,900		
	54	228,500	272,800	316,900	360,400	377,900	403,600	444,500		
	55	229,200	273,800	318,400	361,300	378,600	404,300	445,100		
	56	230,000	274,800	319,900	362,300	379,300	404,900	445,700		
	57	230,300	275,700	321,400	363,200	379,900	405,300	446,100		

一般俸給表

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	58	231,000	276,600	322,500	363,900	380,400	406,000	446,500
	59	231,700	277,500	323,700	364,600	380,900	406,600	447,000
	60	232,300	278,500	324,800	365,300	381,600	407,200	447,500
	61	232,900	279,500	325,600	365,800	381,900	407,600	448,000
	62	233,700	280,400	326,600	366,400	382,600	408,100	
	63	234,300	281,200	327,400	367,000	383,300	408,700	
	64	234,800	282,100	328,400	367,700	383,900	409,300	
	65	235,400	282,700	329,100	368,100	384,200	409,600	
	66	235,900	283,600	329,800	368,700	384,900	410,000	
	67	236,400	284,500	330,600	369,300	385,400	410,400	
	68	237,000	285,400	331,400	370,000	386,000	410,800	
	69	237,500	286,000	332,100	370,400	386,400	411,200	
	70	238,100	286,700	332,800	371,100	387,000	411,500	
	71	238,500	287,400	333,400	371,600	387,500	411,800	
	72	239,000	288,200	334,100	372,200	388,100	412,300	
	73	239,600	289,000	334,600	372,600	388,400	412,700	
	74	240,200	289,500	335,200	373,300	389,000	413,100	
	75	240,600	290,000	335,700	373,800	389,500	413,600	
	76	241,100	290,300	336,300	374,400	390,000	414,000	
77	241,700	290,500	336,600	374,700	390,200	414,300		
78	242,400	290,900	337,000	375,200	390,600			
79	243,000	291,100	337,500	375,800	391,000			
80	243,300	291,400	337,900	376,400	391,300			
81	243,700	291,600	338,300	376,900	391,500			
82	244,200	291,900	338,700	377,400	391,800			
83	244,800	292,300	339,100	377,900	392,200			
84	245,200	292,700	339,600	378,200	392,500			
85	245,700	292,900	340,000	378,600	392,700			
86	246,200	293,300	340,500	378,900	393,000			
87	246,700	293,600	341,000	379,300	393,300			
88	247,100	294,000	341,400	379,700	393,600			
89	247,600	294,300	341,700	380,200	393,800			
90	248,000	294,700	342,200	380,500	394,100			
91	248,300	294,900	342,500	380,800	394,400			
92	248,600	295,300	342,900	381,100	394,700			
93	248,800	295,500	343,100	381,300	394,900			
94		295,800	343,600	381,600				
95		296,100	344,000	381,900				
96		296,500	344,500	382,200				
97		296,700	344,700	382,400				
98		297,000	345,100	382,700				
99		297,200	345,600	383,000				
100		297,600	346,100	383,300				
101		297,800	346,300	383,500				
102		298,200	346,700					
103		298,600	346,900					
104		298,900	347,300					
105		299,100	347,700					
106		299,400	348,100					
107		299,600	348,500					
108		300,000	348,900					
109		300,200	349,300					
110		300,600	349,700					
111		300,800	350,100					
112		301,200	350,500					
113		301,400	350,900					
114		301,800						
115		302,100						
116		302,500						
117		302,700						
118		303,000						
119		303,200						

一般俸給表

	120		303,500							
	121		303,800							
	122		304,000							
	123		304,300							
	124		304,600							
	125		304,900							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		185,100	212,000	255,800	275,600	290,700	316,300	358,100	391,800	443,000

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第31条に規定する職員を除く。

医療職俸給表 (1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	260,600	344,800	405,000	474,200
	2	263,100	347,800	407,900	476,400
	3	265,500	350,600	410,300	478,500
	4	268,000	353,500	412,900	480,700
	5	270,200	355,900	415,300	482,900
	6	274,000	358,900	417,500	485,000
	7	277,700	361,800	419,500	487,100
	8	281,500	364,600	421,500	489,200
	9	285,000	366,700	423,500	491,200
	10	289,000	369,300	426,200	493,300
	11	292,900	371,900	428,700	495,400
	12	296,900	374,700	431,300	497,500
	13	300,300	377,400	433,500	499,500
	14	304,300	380,800	435,900	501,600
	15	308,200	383,700	438,400	503,700
	16	312,100	387,300	440,800	505,800
	17	315,700	390,400	442,700	507,800
	18	319,200	392,900	445,100	509,800
	19	322,700	395,200	447,200	511,700
	20	326,200	397,800	449,400	513,700
	21	329,700	400,200	451,000	515,400
	22	333,400	402,400	453,200	517,300
	23	336,800	404,200	455,400	519,200
	24	340,100	406,000	457,800	521,100
	25	343,400	407,900	459,700	522,800
	26	345,900	410,100	461,900	524,500
	27	348,300	412,200	463,900	526,300
	28	350,600	414,400	466,100	528,100
	29	352,600	416,500	468,200	529,800
	30	354,400	418,600	470,400	531,600
	31	356,100	420,500	472,600	533,400
	32	358,100	422,500	474,800	535,200
	33	359,900	424,400	476,700	536,900
	34	362,300	426,300	478,700	538,700
	35	364,200	427,900	480,800	540,500
	36	366,400	429,700	482,900	542,200
	37	368,200	431,400	484,900	543,800
	38	370,400	433,400	486,700	545,400
	39	372,500	435,200	488,500	547,000
	40	374,300	437,100	490,300	548,600
	41	376,200	438,800	491,900	550,100
	42	377,300	440,500	493,700	551,500
	43	378,000	442,100	495,400	552,900
	44	378,800	443,800	497,200	554,300
	45	380,000	445,600	498,700	555,400
	46	381,400	447,200	500,500	556,400
	47	382,800	448,800	502,300	557,400
	48	384,200	450,500	504,100	558,400
	49	385,200	452,200	505,600	559,400
	50	386,100	454,000	506,900	560,300
	51	386,900	455,800	508,200	561,200
	52	387,700	457,600	509,500	562,100
	53	388,500	459,400	510,600	562,900
	54	389,400	460,600	511,900	563,800
	55	390,000	461,800	513,200	564,700
	56	390,700	463,000	514,500	565,600
	57	391,300	464,100	515,700	566,400
58	392,100	465,100	516,600	567,300	

医療職俸給表 (1)

	59	392,800	466,000	517,500	568,200
	60	393,600	467,000	518,400	569,100
	61	394,000	467,700	519,200	570,000
	62	394,500	468,400	520,100	570,900
	63	395,000	469,100	521,000	571,800
	64	395,500	469,800	521,900	572,700
	65	395,700	470,400	522,700	573,600
	66		471,100	523,600	
	67		471,800	524,500	
	68		472,500	525,400	
	69		472,800	526,200	
	70		473,500	527,100	
	71		474,200	528,000	
	72		474,900	528,900	
	73		475,400	529,600	
	74		476,100	530,500	
	75		476,800	531,300	
	76		477,500	532,200	
	77		477,900	532,900	
	78		478,500	533,800	
	79		479,100	534,600	
	80		479,700	535,500	
	81		480,200	536,200	
	82		480,800	537,100	
	83		481,400	538,000	
	84		482,000	538,900	
	85		482,400	539,600	
	86		483,000	540,500	
	87		483,600	541,400	
	88		484,200	542,300	
	89		484,600	543,100	
	90		485,200		
	91		485,800		
	92		486,400		
	93		486,800		
	94		487,400		
	95		488,000		
	96		488,600		
	97		489,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円
		297,500	340,000	394,700	468,100

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表 (2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	161,300	197,500	232,000	257,000	285,400	329,200	372,200	438,500
	2	162,700	199,100	233,600	258,200	287,300	331,200	374,900	441,000
	3	164,100	200,700	235,200	259,400	289,300	333,400	377,400	443,500
	4	165,500	202,300	236,600	260,700	291,200	335,400	380,100	446,100
	5	166,800	203,700	237,900	261,700	293,100	337,300	382,300	448,600
	6	168,600	205,200	239,500	262,800	295,200	339,400	385,000	451,200
	7	170,300	206,700	241,000	263,800	297,000	341,300	387,600	453,700
	8	172,000	208,200	242,600	264,800	298,900	343,300	390,300	456,200
	9	173,600	209,700	243,400	265,900	300,700	344,900	392,500	458,600
	10	175,300	211,100	244,700	266,600	302,600	347,000	394,900	461,100
	11	176,900	212,700	246,000	267,400	304,000	349,000	397,100	463,500
	12	178,700	214,400	247,200	268,300	305,400	351,100	399,600	465,900
	13	180,100	215,800	248,600	269,200	307,400	352,500	401,500	468,400
	14	181,800	217,400	249,900	270,300	309,300	354,500	403,600	469,900
	15	183,700	218,800	251,100	271,200	311,300	356,400	405,700	471,200
	16	185,500	220,300	252,400	272,300	313,300	358,200	407,900	472,600
	17	187,300	221,600	253,100	273,600	315,200	359,900	409,700	473,900
	18	188,800	223,200	254,200	275,200	317,200	361,800	411,700	475,200
	19	190,500	224,900	255,200	276,700	319,200	363,800	413,800	476,400
	20	192,300	226,400	256,300	278,400	321,200	365,900	415,800	477,600
	21	193,700	227,600	257,500	279,900	323,100	367,500	417,600	479,000
	22	195,200	229,100	258,200	281,500	325,000	369,600	419,000	480,300
	23	196,700	230,500	259,100	283,100	326,800	371,600	420,600	481,700
	24	198,200	232,000	260,000	284,600	328,700	373,700	422,200	483,000
	25	199,600	233,100	260,900	286,300	330,200	375,300	423,500	484,300
	26	201,000	234,400	262,000	288,000	332,100	377,100	424,700	485,600
	27	202,400	235,600	262,900	289,700	333,900	378,900	426,000	486,900
	28	203,800	236,800	263,900	291,300	335,900	380,700	427,300	488,200
	29	205,100	238,000	265,100	292,800	337,300	382,300	428,600	489,500
	30	206,200	239,300	266,600	294,200	339,000	384,000	429,900	490,600
	31	207,500	240,800	268,000	295,900	340,800	385,700	431,200	491,700
	32	208,800	242,100	269,400	297,400	342,500	387,500	432,300	492,900
	33	210,000	243,000	270,500	299,000	343,900	388,900	433,300	494,100
	34	211,300	244,200	272,200	300,700	345,700	390,000	434,600	495,000
	35	212,500	245,000	273,700	302,400	347,500	391,300	435,800	495,900
	36	213,900	246,100	275,200	304,100	349,400	392,600	437,000	496,900
	37	214,900	247,300	276,600	305,500	351,000	393,700	438,300	497,900
	38	216,100	248,400	278,000	307,100	352,600	394,700	439,100	
	39	217,400	249,400	279,600	308,500	354,300	395,800	439,800	
	40	218,600	250,500	280,900	310,000	356,000	397,000	440,600	
	41	219,600	251,500	282,100	311,600	357,200	398,000	441,000	
	42	220,800	252,300	283,400	313,100	358,500	398,700	441,600	
	43	221,900	253,100	284,900	314,700	359,700	399,300	442,100	
	44	223,100	253,700	286,300	316,400	361,000	400,100	442,700	
	45	224,100	254,700	287,700	317,300	361,900	400,600	443,100	
	46	225,200	256,000	289,400	318,800	363,100	401,200	443,500	
	47	226,100	257,100	291,100	320,200	364,300	401,800	444,000	
	48	227,100	258,300	292,600	321,800	365,500	402,400	444,500	
	49	227,900	259,600	293,800	323,000	366,400	402,900	444,800	
	50	228,800	261,000	295,400	324,100	367,300	403,400	445,200	
	51	229,700	262,000	296,600	325,300	368,300	404,100	445,800	
	52	230,600	263,100	298,000	326,600	369,300	404,700	446,300	
	53	230,800	264,100	299,100	327,600	370,100	405,300	446,600	
	54	231,500	265,300	300,500	328,500	370,900	405,900		
	55	232,000	266,400	301,900	329,600	371,800	406,600		
	56	232,700	267,400	303,400	330,700	372,600	407,200		
	57	233,300	268,300	304,400	331,200	373,400	407,500		
	58	234,000	269,300	305,600	332,200	374,000	408,000		
59	234,600	270,500	306,900	333,000	374,800	408,400			

医療職俸給表 (2)

60	235,100	271,500	308,300	333,900	375,500	408,800			
61	235,700	272,400	309,300	334,600	376,000	409,100			
62	236,200	273,500	310,400	335,300	376,700	409,400			
63	236,700	274,600	311,700	336,000	377,400	409,900			
64	237,200	275,600	312,900	336,700	377,900	410,400			
65	237,700	276,500	314,100	337,200	378,200	410,700			
66	238,400	277,400	314,900	337,700	378,900				
67	239,000	278,200	315,700	338,400	379,600				
68	239,600	279,200	316,500	339,100	380,200				
69	240,000	280,100	317,100	339,700	380,600				
70	240,600	281,100	317,900	340,300	381,100				
71	241,000	282,100	318,500	340,900	381,700				
72	241,400	283,100	319,300	341,500	382,200				
73	242,000	283,600	320,000	341,900	382,700				
74	242,700	284,300	320,600	342,300	383,200				
75	243,300	285,000	321,200	342,800	383,700				
76	243,700	285,700	321,800	343,400	384,300				
77	243,900	286,200	322,300	343,800	384,800				
78	244,300	286,700	322,700	344,300	385,300				
79	244,800	287,300	323,100	344,800	385,800				
80	245,000	287,900	323,600	345,200	386,300				
81	245,300	288,500	324,200	345,500	386,700				
82	245,600	289,000	324,700	345,900	387,200				
83	245,900	289,500	325,200	346,300	387,600				
84	246,200	290,000	325,700	346,600	388,100				
85	246,500	290,200	326,100	347,100	388,500				
86		290,400	326,400	347,400					
87		290,600	326,700	347,700					
88		290,900	327,100	348,000					
89		291,100	327,500	348,300					
90		291,400	327,800	348,600					
91		291,700	328,200	349,000					
92		292,000	328,500	349,400					
93		292,300	328,800	349,700					
94		292,500	329,100	350,100					
95		292,800	329,500	350,500					
96		293,100	329,900	350,800					
97		293,400	330,100	351,000					
98		293,700	330,400	351,400					
99		294,000	330,700	351,800					
100		294,300	331,000	352,200					
101		294,600	331,200	352,600					
102		294,800	331,500	353,000					
103		295,100	331,700	353,400					
104		295,400	332,000	353,800					
105		295,600	332,200	354,300					
106			332,600						
107			332,800						
108			333,100						
109			333,300						
110			333,700						
111			334,000						
112			334,300						
113			334,500						
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	186,200	212,300	244,200	257,500	283,100	324,100	366,300	428,500	

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、臨床工学技士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表 (3)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	176,600	204,100	249,100	270,400	291,200	332,000	375,100
	2	178,000	205,900	250,900	271,200	292,700	334,200	377,700
	3	179,500	207,900	252,700	272,100	294,200	336,100	380,300
	4	180,900	209,700	254,400	273,000	296,000	338,200	383,000
	5	182,400	211,700	255,700	273,500	297,300	340,000	385,200
	6	183,900	213,700	256,900	274,500	299,100	342,200	387,600
	7	185,400	215,800	258,000	275,100	300,700	344,100	390,000
	8	186,900	217,900	259,200	275,900	302,500	346,200	392,300
	9	188,200	219,800	259,900	276,900	304,000	347,700	394,300
	10	189,900	221,200	260,800	277,600	305,700	349,500	396,500
	11	191,500	222,600	261,600	278,500	307,300	351,400	398,900
	12	193,100	223,800	262,400	279,500	308,700	353,300	401,100
	13	194,500	225,100	263,300	280,300	310,200	355,100	403,300
	14	196,500	226,400	264,200	281,200	311,700	357,100	405,400
	15	198,500	227,900	265,000	282,100	313,500	359,100	407,600
	16	200,500	229,100	265,900	283,100	315,200	361,200	409,800
	17	202,600	230,200	266,400	284,000	316,600	363,100	411,800
	18	204,500	231,600	267,400	285,200	318,200	365,100	413,700
	19	206,500	233,100	268,200	286,100	319,800	367,100	415,900
	20	208,500	234,500	269,000	287,300	321,300	369,200	418,000
	21	210,400	235,600	269,500	288,400	322,700	371,100	419,700
	22	212,300	237,200	270,400	290,000	324,300	373,200	421,600
	23	214,300	238,900	271,200	291,100	325,600	375,300	423,400
	24	216,400	240,700	271,800	292,600	327,100	377,300	425,300
	25	217,900	241,500	272,600	293,500	328,300	379,100	427,100
	26	219,200	243,100	273,300	295,100	329,700	381,000	428,700
	27	220,400	244,800	274,100	296,600	331,200	383,000	430,400
	28	221,700	246,400	275,000	298,300	332,800	384,900	431,900
	29	222,800	247,900	276,100	299,200	333,800	386,600	433,000
	30	223,800	249,200	277,200	300,500	335,300	388,400	434,500
	31	225,100	250,500	278,500	302,000	336,800	390,200	436,100
	32	226,200	251,600	279,900	303,300	338,100	392,100	437,500
	33	227,100	252,600	281,000	304,500	339,500	393,800	439,200
	34	228,300	253,600	282,300	306,000	341,100	395,400	440,800
	35	229,600	254,300	283,400	307,500	342,600	397,200	442,300
	36	230,800	255,200	284,700	309,000	344,100	398,900	443,800
	37	231,800	255,900	285,900	310,200	345,700	400,600	445,100
	38	233,100	256,800	287,200	311,700	347,200	402,300	446,400
	39	234,400	257,700	288,500	313,000	348,700	404,000	447,700
	40	235,700	258,700	289,800	314,500	350,300	405,700	448,900
	41	236,500	259,100	290,800	315,700	351,600	407,200	450,000
	42	237,800	259,900	292,100	317,200	353,100	408,700	450,800
	43	239,100	260,600	293,300	318,600	354,600	410,300	451,600
	44	240,400	261,200	294,700	319,900	356,200	411,700	452,400
	45	241,500	261,800	295,800	320,900	357,500	413,000	453,100
	46	242,800	262,500	297,100	322,200	359,000	414,400	453,700
	47	244,000	263,400	298,500	323,600	360,500	416,000	454,400
	48	245,300	264,200	299,900	324,900	361,700	417,400	455,200
	49	246,100	264,900	300,900	325,900	363,000	419,000	456,000
	50	247,100	265,700	302,200	327,300	364,400	420,600	456,500
	51	248,100	266,400	303,300	328,500	365,800	422,100	457,100
	52	249,000	267,300	304,600	329,800	367,100	423,600	457,700
	53	249,700	268,300	305,700	331,200	368,600	424,800	458,400
	54	250,600	269,400	307,100	332,500	369,800	426,200	459,200
	55	251,600	270,600	308,500	333,800	370,900	427,500	460,000
	56	252,500	271,900	309,700	335,200	372,000	428,900	460,800
	57	253,100	272,900	310,600	336,100	373,200	430,000	461,700

医療職俸給表 (3)

	58	254,000	274,400	311,700	337,500	374,200	430,700
	59	254,500	275,600	313,000	338,700	375,200	431,400
	60	255,300	277,000	314,300	340,100	376,000	432,100
	61	255,900	278,200	315,200	341,200	376,700	432,600
	62	256,600	279,500	316,500	342,400	377,500	433,300
	63	257,400	280,800	317,700	343,700	378,200	434,000
	64	258,100	282,100	318,900	344,900	378,900	434,700
	65	258,700	283,100	320,200	345,900	379,600	435,200
	66	259,400	284,300	321,400	347,000	380,200	435,700
	67	260,100	285,500	322,700	348,200	381,000	436,100
	68	260,700	286,800	323,900	349,400	381,700	436,500
	69	261,300	287,700	324,700	350,400	382,400	436,900
	70	262,000	289,100	325,900	351,500	383,100	
	71	262,700	290,500	327,000	352,400	383,800	
	72	263,700	291,800	327,900	353,400	384,500	
	73	264,800	292,700	329,100	354,200	385,000	
	74	266,100	294,100	330,200	355,300	385,500	
	75	267,100	295,200	331,400	356,300	386,000	
	76	268,200	296,500	332,400	357,400	386,600	
	77	269,000	297,700	333,400	358,200	387,000	
	78	269,900	299,000	334,600	359,000	387,600	
	79	270,900	300,200	335,800	359,800	388,100	
	80	272,000	301,300	337,000	360,500	388,600	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	81	272,600	301,900	338,000	361,000	388,800	
	82	273,600	303,000	339,100	361,500	389,300	
	83	274,400	304,200	340,100	362,100	389,800	
	84	275,300	305,400	341,100	362,600	390,300	
	85	275,900	306,200	341,900	363,300	390,600	
	86	276,800	307,400	342,900	363,900	390,800	
	87	277,500	308,500	343,900	364,400	391,100	
	88	278,300	309,600	344,900	365,000	391,500	
	89	279,100	310,800	345,900	365,300	391,700	
	90	280,000	311,900	346,600	365,700	392,100	
	91	280,800	313,100	347,400	366,200	392,400	
	92	281,600	314,200	348,100	366,800	393,000	
	93	282,300	315,200	348,800	367,100	393,500	
	94	283,300	316,000	349,400	367,600		
	95	284,200	316,700	350,100	368,100		
	96	285,100	317,400	350,700	368,500		
	97	285,600	317,900	351,100	368,900		
	98	286,300	318,500	351,600	369,400		
	99	287,100	319,200	352,000	369,900		
	100	288,000	319,800	352,500	370,300		
	101	288,500	320,200	352,900	370,800		
	102	289,300	320,800	353,300	371,300		
	103	289,900	321,400	353,800	371,800		
	104	290,700	322,000	354,300	372,300		
	105	291,400	322,300	354,700	372,800		
106	291,800	322,700	355,200	373,300			
107	292,300	323,200	355,600	373,800			
108	292,800	323,600	355,900	374,300			
109	293,100	324,000	356,200	374,800			
110	293,400	324,400	356,700	375,200			
111	293,700	324,700	357,200	375,700			
112	294,000	325,100	357,700	376,200			
113	294,100	325,400	358,200	376,800			
114	294,500	325,800	358,600				
115	294,900	326,200	359,100				
116	295,200	326,400	359,500				
117	295,400	326,600	359,800				
118	295,800	327,000	360,300				
119	296,200	327,400	360,700				

医療職俸給表 (3)

	120	296,600	327,600	361,200				
	121	296,900	327,800	361,600				
	122	297,300	328,200	362,100				
	123	297,600	328,500	362,600				
	124	297,800	328,800	363,100				
	125	298,000	329,000	363,500				
	126	298,400	329,400					
	127	298,600	329,800					
	128	299,000	330,100					
	129	299,200	330,300					
	130	299,600	330,600					
	131	299,900	331,000					
	132	300,100	331,200					
	133	300,300	331,400					
	134	300,700	331,800					
	135	301,100	332,100					
	136	301,400	332,500					
	137	301,600	332,700					
	138	302,000	333,100					
	139	302,400	333,500					
	140	302,700	333,900					
	141	302,900	334,100					
	142	303,200	334,500					
	143	303,500	334,900					
	144	303,800	335,300					
	145	304,000	335,600					
	146	304,400	336,000					
	147	304,700	336,400					
	148	305,000	336,700					
	149	305,200	337,000					
	150	305,500	337,400					
	151	305,700	337,800					
	152	306,000	338,200					
	153	306,300	338,500					
	154	306,600						
	155	306,900						
	156	307,200						
	157	307,500						
	158	307,800						
	159	308,000						
	160	308,300						
	161	308,700						
	162	309,000						
	163	309,300						
	164	309,600						
	165	310,000						
	166	310,300						
	167	310,600						
	168	310,900						
	169	311,300						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
		231,600	255,900	263,300	273,400	290,100	327,500	372,300

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する保健師、助産師、看護師、養護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

消防職俸給表

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	181,700	197,500	221,800	260,500	300,400	324,600	350,300	383,600
	2	183,400	199,200	223,800	262,300	302,200	326,800	352,500	385,800
	3	185,100	201,000	225,800	263,900	303,800	328,800	354,700	387,600
	4	186,800	202,800	227,800	265,600	305,600	330,700	356,800	389,700
	5	188,300	204,500	229,700	267,300	307,200	332,800	358,800	391,300
	6	190,200	206,500	231,400	268,900	309,100	334,500	360,900	393,300
	7	192,000	208,700	233,400	270,400	310,900	336,100	362,900	395,200
	8	193,900	210,800	235,200	272,100	313,000	337,400	365,000	396,900
	9	195,500	212,700	237,200	273,400	314,700	339,200	366,600	398,400
	10	197,200	215,100	238,800	274,900	316,900	341,400	368,700	400,300
	11	198,900	217,500	240,600	276,200	318,900	343,600	370,600	402,400
	12	200,600	219,800	242,300	277,300	320,800	345,700	372,700	404,400
	13	202,200	221,700	244,100	278,600	322,700	347,600	374,200	406,000
	14	204,200	223,500	245,900	279,900	324,500	349,700	376,400	408,100
	15	206,100	225,200	247,700	280,800	326,000	351,700	378,200	410,100
	16	208,100	226,900	249,500	281,900	327,400	353,800	380,300	412,100
	17	210,100	228,800	250,900	282,600	329,300	355,700	381,900	413,800
	18	212,200	230,400	252,700	284,000	331,400	357,700	383,800	415,600
	19	214,400	232,300	254,400	285,100	333,500	359,500	385,800	417,400
	20	216,700	234,000	256,000	286,300	335,600	361,500	387,700	419,100
	21	218,700	235,500	257,600	287,400	337,400	363,100	389,300	420,600
	22	220,500	237,100	258,800	288,300	339,400	365,000	391,200	422,200
	23	222,200	238,900	259,900	289,500	341,400	366,800	393,300	423,800
	24	223,900	240,700	261,200	290,500	343,400	368,700	395,300	425,400
	25	225,800	242,200	262,400	291,400	345,300	370,500	396,900	426,800
	26	227,500	243,900	263,600	293,200	347,300	372,500	399,000	428,300
	27	229,200	245,500	265,000	294,700	349,100	374,500	401,000	429,800
	28	230,800	247,100	266,000	296,200	351,100	376,400	403,000	431,400
	29	232,600	248,200	266,900	297,900	352,800	378,200	404,500	432,500
	30	234,200	250,000	267,800	299,700	354,700	380,300	406,300	434,100
	31	236,000	251,700	268,900	301,300	356,500	382,300	408,100	435,800
	32	237,800	253,300	269,800	302,900	358,400	384,300	409,800	437,400
	33	239,300	254,600	270,400	304,400	359,800	386,000	411,600	438,600
	34	240,900	256,100	271,400	306,100	361,900	388,100	413,200	440,200
	35	242,500	257,300	272,200	307,800	363,800	390,200	414,800	441,900
	36	244,100	258,700	273,000	309,400	365,800	392,000	416,400	443,400
	37	245,300	259,900	273,900	311,100	367,400	393,600	417,800	444,900
	38	247,000	261,100	274,800	312,600	369,500	395,100	419,200	445,700
	39	248,700	262,300	275,600	314,300	371,500	396,500	420,600	446,400
	40	250,400	263,200	276,300	315,700	373,600	398,000	422,100	447,100
	41	251,700	264,200	277,300	317,100	375,500	399,300	423,400	447,500
	42	253,000	265,200	278,400	318,500	377,500	400,400	424,700	448,100
	43	254,200	266,200	279,200	320,100	379,600	401,600	426,000	448,800
	44	255,400	267,100	279,800	321,600	381,500	402,800	427,200	449,400
	45	256,500	267,800	280,700	323,300	383,100	403,900	428,300	450,200
	46	257,500	268,700	282,100	325,200	384,900	405,000	429,000	450,900
	47	258,500	269,500	283,400	326,900	386,500	406,100	429,800	451,400
	48	259,300	270,400	284,800	328,700	388,200	407,300	430,500	452,000
	49	260,000	271,300	286,100	330,100	389,800	408,500	431,000	452,500
	50	260,800	272,200	287,700	331,500	390,900	409,200	431,700	453,100
	51	261,900	273,100	289,100	332,900	392,000	410,000	432,300	453,500
	52	262,800	273,900	290,400	334,400	393,100	410,700	433,000	454,100
	53	263,400	274,600	291,600	335,900	394,200	411,300	433,400	454,600
	54	264,400	275,400	293,200	337,600	395,300	412,000	434,000	455,100
	55	265,000	276,300	294,700	339,000	396,400	412,600	434,700	455,600
	56	265,900	277,100	296,100	340,700	397,600	413,200	435,300	456,100
	57	266,800	277,900	297,400	341,700	398,800	413,700	435,900	456,500
	58	267,500	279,300	299,000	343,300	399,500	414,200	436,600	456,800

消防職俸給表

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	59	268,300	280,400	300,700	345,000	400,300	414,800	437,200	457,200
	60	269,000	281,800	302,200	346,600	401,100	415,400	437,800	457,600
	61	269,800	283,000	303,500	348,000	401,700	415,800	438,200	458,000
	62	270,400	284,400	305,000	349,700	402,400	416,300	438,700	
	63	271,000	285,600	306,500	351,400	403,000	416,900	439,100	
	64	271,500	287,000	307,900	352,900	403,700	417,300	439,500	
	65	272,400	288,200	309,200	354,500	404,000	417,800	440,100	
	66	273,400	289,400	310,700	356,100	404,600	418,300	440,400	
	67	274,300	290,700	312,200	357,600	405,300	418,800	440,800	
	68	275,200	291,800	313,800	359,100	405,900	419,300	441,200	
	69	276,000	293,300	315,000	360,400	406,300	419,700	441,600	
	70	277,300	294,600	316,400	361,800	406,800	420,200	441,900	
	71	278,500	296,100	317,600	363,100	407,400	420,500	442,200	
	72	279,700	297,300	319,000	364,600	407,800	420,900	442,500	
	73	280,600	298,300	319,700	365,800	408,100	421,300	443,000	
	74	281,700	299,600	321,400	367,200	408,600	421,700	443,400	
	75	282,900	300,800	323,100	368,500	409,200	422,200	443,800	
	76	283,900	301,900	324,600	369,900	409,700	422,600	444,100	
	77	284,800	302,900	326,100	371,100	410,000	422,800	444,500	
	78	285,900	304,300	327,800	372,300	410,600	423,100		
79	286,900	305,500	329,300	373,500	411,000	423,500			
80	287,600	306,800	330,900	374,600	411,400	423,700			
81	288,500	308,000	332,600	375,700	411,800	424,000			
82	289,600	309,300	334,200	376,900	412,400	424,300			
83	290,600	310,300	335,900	378,100	412,800	424,600			
84	291,600	311,600	337,500	379,300	413,300	424,800			
85	292,700	312,500	339,000	380,400	413,500	425,000			
86	293,800	314,000	340,500	381,000	413,900				
87	294,700	315,400	342,000	381,600	414,300				
88	295,700	316,900	343,500	382,200	414,800				
89	296,700	318,000	344,800	382,800	415,200				
90	297,800	319,400	346,300	383,400	415,600				
91	298,900	320,900	347,600	384,000	416,000				
92	300,000	322,400	349,100	384,600	416,400				
93	300,400	323,600	350,400	384,900	416,700				
94	301,700	325,000	351,800	385,400					
95	303,000	326,400	353,300	385,900					
96	304,300	327,700	354,700	386,400					
97	305,000	328,700	356,100	386,600					
98	306,100	330,100	357,200	387,200					
99	307,300	331,400	358,300	387,800					
100	308,500	332,700	359,500	388,300					
101	309,600	334,000	360,600	388,500					
102	310,600	335,300	361,600	389,100					
103	311,700	336,500	362,800	389,600					
104	312,700	337,700	364,000	390,100					
105	313,600	338,700	365,100	390,400					
106	314,200	339,800	365,700	390,900					
107	314,800	340,900	366,200	391,200					
108	315,500	341,800	366,800	391,600					
109	315,900	343,000	367,400	391,800					
110	316,500	344,000	367,900	392,200					
111	317,100	345,000	368,500	392,600					
112	317,800	346,000	369,000	392,900					
113	318,400	346,800	369,400	393,100					
114	319,200	347,800	370,000	393,500					
115	320,000	348,800	370,400	393,900					
116	320,700	349,800	370,900	394,300					
117	321,200	350,700	371,300	394,500					
118	322,000	351,300	371,900	394,800					
119	322,700	351,800	372,400	395,100					
120	323,500	352,400	372,900	395,400					

消防職俸給表

	121	324,100	352,800	373,300	395,700				
	122	324,600	353,200	373,800	396,000				
	123	325,000	353,700	374,300	396,400				
	124	325,500	354,100	374,800	396,900				
	125	325,800	354,500	375,100	397,300				
	126		355,000	375,600					
	127		355,500	376,100					
	128		355,800	376,600					
	129		356,100	376,800					
	130		356,600	377,300					
	131		357,000	377,800					
	132		357,500	378,300					
	133		357,800	378,500					
	134		358,300	379,000					
	135		358,700	379,400					
	136		359,100	379,800					
	137		359,300	380,100					
	138		359,700	380,600					
	139		360,100	381,100					
	140		360,500	381,600					
	141		360,700	381,900					
	142		361,200						
	143		361,700						
	144		362,200						
	145		362,400						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	237,800	249,500	253,700	289,000	306,200	320,400	344,000	379,400	

備考 この表は、消防吏員（消防長を除く。）に適用する。

福祉職俸給表

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	170,700	219,100	262,700	282,900	321,700	364,500
	2	171,900	220,700	264,200	284,100	323,800	367,000
	3	173,100	222,400	265,600	285,700	326,100	369,300
	4	174,400	224,100	267,000	287,000	328,200	371,800
	5	175,300	225,800	268,000	288,300	330,300	373,800
	6	176,800	227,500	269,300	290,300	332,200	376,200
	7	178,200	229,200	270,400	292,000	334,300	378,600
	8	179,600	230,800	271,900	293,700	336,300	381,000
	9	180,800	232,500	272,900	295,500	338,300	383,100
	10	182,100	233,900	273,800	297,400	340,300	385,800
	11	183,500	235,200	274,900	299,300	342,300	388,200
	12	184,900	236,500	275,700	301,200	344,400	390,900
	13	186,200	237,900	276,900	302,600	346,000	393,300
	14	187,500	239,400	278,000	304,800	348,000	395,600
	15	188,800	240,900	279,300	306,800	349,800	397,800
	16	190,200	242,300	280,600	308,800	351,800	400,200
	17	191,500	243,700	282,000	310,600	353,500	402,000
	18	193,000	245,300	283,700	312,600	355,400	404,100
	19	194,600	246,800	285,100	314,200	357,400	405,900
	20	196,100	248,200	286,400	315,700	359,100	408,000
	21	197,300	249,000	287,800	317,500	360,900	409,800
	22	198,900	250,300	289,500	319,600	362,700	411,600
	23	200,600	251,600	290,900	321,700	364,600	413,600
	24	202,200	252,800	292,500	323,800	366,600	415,500
	25	203,700	254,100	294,100	325,700	368,500	417,400
	26	205,300	255,700	295,500	327,700	370,500	419,000
	27	207,000	257,200	297,100	329,700	372,400	420,500
	28	208,600	258,700	298,600	331,600	374,400	422,100
	29	210,300	260,000	299,800	333,400	376,000	423,700
	30	211,700	261,200	301,000	335,200	377,800	424,900
	31	213,100	262,300	302,300	337,100	379,500	426,200
	32	214,400	263,600	303,700	339,000	381,300	427,500
	33	215,600	264,700	305,200	340,600	382,800	428,600
	34	216,800	265,900	306,600	342,500	384,400	429,700
	35	218,000	266,900	308,200	344,200	385,900	431,000
	36	219,000	267,900	309,700	346,100	387,600	432,200
	37	220,300	268,800	311,000	347,600	389,200	433,500
	38	221,600	270,000	312,500	349,300	390,400	434,300
	39	222,900	271,100	313,800	351,200	391,500	435,100
	40	224,200	272,200	315,200	352,900	392,700	436,000
	41	225,200	273,400	316,600	354,500	393,800	436,400
	42	226,300	274,800	318,100	356,300	395,000	437,200
	43	227,400	276,200	319,500	358,000	396,000	437,900
	44	228,500	277,500	321,000	359,600	397,100	438,600
	45	229,300	278,900	322,100	361,400	398,000	439,200
	46	230,300	280,300	323,300	362,700	398,500	440,000
	47	231,200	281,700	324,400	364,200	399,200	440,600
	48	232,100	283,200	325,500	365,700	399,800	441,300
	49	232,700	284,500	326,300	366,700	400,500	441,800
	50	233,500	285,800	327,200	367,900	401,100	442,500
	51	234,600	287,200	328,100	369,000	401,700	442,900
	52	235,300	288,500	328,900	370,100	402,300	443,500
	53	235,600	289,600	329,800	370,800	402,900	443,900
	54	236,700	290,600	330,600	371,700	403,600	444,500
	55	237,200	291,800	331,400	372,500	404,300	445,100
	56	237,800	292,900	332,200	373,400	404,900	445,700
	57	238,400	294,300	332,700	374,200	405,300	446,100
	58	239,100	295,700	333,400	375,000	406,000	446,500
	59	239,800	297,100	334,000	375,700	406,600	447,000

福祉職俸給表

	60	240,500	298,500	334,500	376,500	407,200	447,500
	61	241,200	299,500	334,900	377,400	407,600	448,000
	62	241,800	300,800	335,500	378,100	408,100	
	63	242,200	302,000	336,100	378,800	408,700	
	64	242,600	303,400	336,700	379,400	409,300	
	65	243,300	304,500	336,900	379,900	409,600	
	66	244,100	305,600	337,300	380,400	410,000	
	67	244,900	306,800	337,800	381,100	410,400	
	68	245,800	308,000	338,200	381,800	410,800	
	69	246,600	308,800	338,600	382,200	411,200	
	70	247,600	309,900	339,100	382,900	411,500	
	71	248,500	311,100	339,600	383,500	411,800	
	72	249,100	312,300	340,100	384,100	412,300	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	249,700	313,300	340,500	384,500	412,700	
	74	250,600	313,800	341,000	385,100	413,100	
	75	251,500	314,400	341,400	385,700	413,600	
	76	252,200	315,000	341,700	386,300	414,000	
	77	253,000	315,800	342,000	386,800	414,300	
	78	253,900	316,500	342,400	387,400		
	79	254,700	317,200	342,900	387,900		
	80	255,400	317,900	343,400	388,600		
	81	256,200	318,200	343,600	388,900		
	82	257,000	318,700	344,100	389,400		
	83	257,700	319,200	344,500	390,000		
	84	258,300	319,600	345,000	390,400		
	85	258,900	319,900	345,300	390,700		
	86	259,700	320,300	345,700	391,100		
	87	260,400	320,700	346,000	391,600		
	88	261,200	321,100	346,400	392,000		
	89	261,700	321,500	346,600	392,300		
	90	262,300	321,900	347,000	392,600		
	91	263,000	322,300	347,400	392,900		
	92	263,700	322,600	347,700	393,200		
93	264,100	322,900	348,000	393,600			
94	264,800	323,300					
95	265,400	323,700					
96	265,900	324,100					
97	266,300	324,500					
98	267,000	324,900					
99	267,700	325,200					
100	268,300	325,500					
101	268,800	325,800					
102	269,300	326,100					
103	269,800	326,400					
104	270,300	326,800					
105	270,500	327,100					
106	270,700	327,400					
107	271,000	327,700					
108	271,300	328,100					
109	271,600	328,500					
110	272,000	328,900					
111	272,300	329,100					
112	272,700	329,500					
113	272,900	329,800					
114	273,300	330,200					
115	273,700	330,500					
116	274,100	330,800					
117	274,300	331,100					
118	274,700	331,400					
119	275,000	331,800					
120	275,300	332,000					
121	275,500	332,200					
122	275,900						

福祉職俸給表

	123	276,200					
	124	276,500					
	125	276,700					
	126	277,100					
	127	277,400					
	128	277,700					
	129	277,900					
	130	278,300					
	131	278,700					
	132	279,100					
	133	279,300					
	134	279,600					
	135	280,000					
	136	280,300					
	137	280,500					
	138	280,800					
	139	281,000					
	140	281,300					
	141	281,500					
	142	281,800					
	143	282,100					
	144	282,400					
	145	282,700					
	146	283,000					
	147	283,200					
	148	283,500					
	149	283,800					
	150	284,100					
	151	284,300					
	152	284,600					
	153	284,900					
定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	
	円	円	円	円	円	円	
	198,600	241,500	255,900	289,400	316,300	358,100	

備考 この表は、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

教育職俸給表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	
	41	245,000	296,800	355,300	406,600	
	42	246,300	298,800	357,200	408,000	
	43	247,500	300,700	359,100	409,300	
	44	248,600	302,700	361,000	410,700	
	45	249,700	304,700	362,800	412,100	
	46	250,900	306,800	364,700	413,400	
	47	252,100	309,000	366,600	414,900	
	48	253,100	311,200	368,500	416,400	
	49	254,200	313,300	370,100	418,000	
	50	255,500	315,600	371,900	419,400	
	51	256,700	317,800	373,800	421,000	
	52	258,000	319,900	375,800	422,500	
	53	259,100	322,000	377,600	424,200	
	54	260,300	323,500	379,400	425,700	
	55	261,600	325,000	381,100	427,300	
	56	262,600	326,500	382,700	428,900	
	57	263,700	328,200	384,200	430,400	

教育職俸給表 (1)

	58	264,400	330,200	385,800	431,900
	59	265,400	332,200	387,400	433,100
	60	266,400	334,100	389,000	434,300
	61	267,300	335,900	390,200	435,500
	62	268,100	337,900	391,600	436,800
	63	268,900	339,900	393,000	438,100
	64	269,700	341,800	394,300	439,300
	65	270,800	343,500	395,500	440,500
	66	272,100	345,500	396,700	441,700
	67	273,400	347,500	398,000	442,900
	68	274,700	349,500	399,300	444,100
	69	275,900	351,300	400,600	445,300
	70	277,100	353,200	401,900	446,500
	71	278,300	355,100	403,300	447,700
	72	279,500	357,000	404,500	448,900
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	280,500	358,600	405,700	450,000
	74	281,500	360,500	407,100	450,600
	75	282,500	362,300	408,500	451,100
	76	283,400	364,200	409,800	451,600
	77	284,300	366,000	411,000	452,100
	78	285,200	367,700	412,200	
	79	286,100	369,300	413,500	
	80	287,000	370,900	414,900	
	81	287,800	372,300	416,200	
	82	288,900	373,800	417,400	
	83	289,900	375,200	418,400	
	84	290,900	376,500	419,600	
	85	291,900	377,600	420,800	
	86	292,900	379,000	422,000	
	87	293,900	380,400	423,200	
	88	294,900	381,700	424,200	
	89	296,000	382,900	425,300	
	90	297,100	384,200	426,300	
	91	298,200	385,300	427,300	
	92	299,200	386,500	428,300	
93	299,700	387,700	429,200		
94	300,700	388,800	430,000		
95	301,800	390,000	430,800		
96	303,000	391,200	431,600		
97	304,000	392,600	432,400		
98	305,100	393,600	432,800		
99	306,100	394,600	433,200		
100	307,100	395,600	433,600		
101	307,900	396,500	434,000		
102	309,000	397,500	434,300		
103	310,000	398,600	434,600		
104	311,000	399,700	434,800		
105	311,600	400,400	435,100		
106	312,500	401,300	435,400		
107	313,300	402,200	435,700		
108	314,100	403,100	435,900		
109	314,800	403,900	436,100		
110	315,200	404,800			
111	315,600	405,600			
112	316,100	406,400			
113	316,600	407,000			
114	317,000	407,700			
115	317,500	408,400			
116	317,900	409,100			
117	318,400	409,700			
118	318,900	410,200			
119	319,300	410,600			

教育職俸給表（1）

	120	319,800	411,000			
	121	320,300	411,300			
	122	320,700	411,600			
	123	321,200	411,900			
	124	321,700	412,100			
	125	322,300	412,300			
	126	322,600	412,600			
	127	322,900	412,900			
	128	323,200	413,100			
	129	323,400	413,300			
	130	323,700	413,600			
	131	324,000	413,900			
	132	324,300	414,100			
	133	324,500	414,300			
	134	324,700	414,600			
	135	324,900	414,900			
	136	325,200	415,100			
	137	325,500	415,300			
	138	325,700	415,600			
	139	326,000	415,900			
	140	326,300	416,100			
	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700	417,600			
	147	328,000	417,900			
	148	328,300	418,100			
	149	328,500	418,300			
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円
		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考

- この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

教育職俸給表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	
	45	249,100	282,000	360,700	382,000	
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	
	47	251,600	286,300	363,700	385,100	
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	
	49	253,800	290,300	366,300	387,900	
	50	255,100	292,000	367,800	389,400	
	51	256,400	293,800	369,400	390,800	
	52	257,400	295,500	370,900	392,100	
	53	258,500	296,800	372,300	393,300	
	54	259,900	298,800	373,800	394,600	
	55	260,900	300,700	375,300	395,700	
	56	261,900	302,700	376,700	396,800	
	57	262,900	304,700	378,100	398,000	
	58	263,900	306,800	379,500	399,200	

教育職俸給表 (2)

	59	264,900	309,000	380,800	400,400
	60	265,900	311,200	382,100	401,600
	61	266,800	313,300	383,000	402,700
	62	267,500	315,600	384,200	403,700
	63	268,200	317,800	385,300	405,000
	64	268,800	319,900	386,400	406,200
	65	269,500	322,000	387,200	407,400
	66	270,700	323,500	388,300	408,500
	67	271,800	325,000	389,300	409,600
	68	272,900	326,500	390,300	410,700
	69	274,200	328,200	391,400	411,700
	70	275,600	330,200	392,400	412,900
	71	276,800	332,200	393,500	414,100
	72	278,000	334,100	394,600	415,300
	73	278,800	335,900	395,600	415,900
	74	279,700	337,900	396,700	416,700
	75	280,700	339,800	397,800	417,400
	76	281,700	341,700	398,800	417,900
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	77	282,600	343,400	399,700	418,200
	78	283,600	345,200	400,600	418,600
	79	284,700	346,900	401,600	419,000
	80	285,500	348,600	402,600	419,400
	81	286,300	350,400	403,400	419,700
	82	287,100	352,100	404,200	420,100
	83	287,900	353,500	404,900	420,500
	84	288,700	355,100	405,700	420,800
	85	289,600	356,300	406,400	421,100
	86	290,400	357,900	407,200	421,500
	87	291,100	359,400	407,900	421,900
	88	291,900	360,900	408,600	422,200
	89	292,800	362,200	409,200	422,500
	90	293,700	363,500	409,900	422,800
	91	294,600	364,800	410,400	423,100
	92	295,300	366,200	411,100	423,300
	93	295,600	367,600	411,500	423,500
	94	296,300	368,900	411,900	
	95	297,000	370,100	412,200	
	96	297,700	371,200	412,500	
97	298,400	372,200	412,700		
98	299,200	373,200	413,000		
99	300,000	374,200	413,300		
100	300,700	375,100	413,500		
101	301,400	375,900	413,700		
102	301,800	376,900	414,000		
103	302,200	377,800	414,300		
104	302,600	378,700	414,500		
105	302,800	379,500	414,700		
106	303,100	380,400	415,000		
107	303,400	381,300	415,300		
108	303,600	382,200	415,500		
109	303,800	383,000	415,700		
110	304,000	384,000			
111	304,300	384,900			
112	304,600	385,800			
113	304,800	386,400			
114	305,000	387,300			
115	305,200	388,200			
116	305,500	389,100			
117	305,800	389,900			
118	306,000	390,600			
119	306,300	391,400			
120	306,600	392,200			

教育職俸給表 (2)

	121	306,800	392,800			
	122	307,000	393,600			
	123	307,200	394,300			
	124	307,500	395,000			
	125	307,800	395,600			
	126		396,300			
	127		396,800			
	128		397,400			
	129		398,100			
	130		398,700			
	131		399,200			
	132		399,700			
	133		400,000			
	134		400,300			
	135		400,600			
	136		400,900			
	137		401,200			
	138		401,500			
	139		401,800			
	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
	158		406,800			
	159		407,100			
	160		407,300			
	161		407,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円
		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考

- この表は、幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別記第3

号俸	俸給月額
	円
1	378,000
2	425,000
3	475,000
4	536,000
5	612,000
6	714,000
7	835,000

別記第4

第1号任期付研究員

号俸	俸給月額
	円
1	400,000
2	459,000
3	519,000
4	600,000
5	697,000
6	796,000

別記第5

第2号任期付研究員

号俸	俸給月額
	円
1	334,000
2	369,000
3	396,000